

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 保健所衛生課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市墓地等の経営の許可等に関する条例	第5条 墓地等の経営の許可の基準	平成21年11月9日
<p>1 根拠条項</p> <p>第5条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営の許可」という。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当し、かつ、当該墓地等が第7条から第12条までに規定する基準に適合していると認める場合でなければ、経営の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 墓地等の設置が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p style="padding-left: 20px;">カ 設置しようとする墓地の区域の面積が小規模なものである場合において、災害の発生、公共事業の施行等により墓地を移転する必要があるとき、その他市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 審査基準</p> <p>(1) 条例第5条第1号カに規定する「公共事業の施行等」とは、国、地方公共団体等が行うものであること。</p> <p>(2) 条例第5条第1号カに規定する「その他市長が必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 住宅団地の開発事業において、周辺の墓地の利用の可否及び開発後の墓地の状況等から総合的に判断してやむを得ないと認められるとき。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>3 標準処理期間</p> <p style="padding-left: 20px;">墓地等の経営の許可に要する標準処理期間：20日間</p>		

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 保健所衛生課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市墓地等の経営の許可等に関する条例 大分市墓地等の経営の許可等に関する規則	第7条 墓地の設置場所 の基準	平成21年11月9日
<p>1 根拠条項</p> <p>条例（墓地の設置場所の基準）</p> <p>第7条 墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 墓地を經營しようとする者が所有し、かつ、地上権、抵当権その他の墓地の經營に支障を来すおそれのある権利が設定されていない土地であること。ただし、地方公共団体が經營しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設（以下「住宅等」という。）の敷地から100メートル以上離れていること。</p> <p>(3) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。</p> <p>(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。</p> <p>(5) 有効な進入路が確保されている場所であること。</p> <p>規則（墓地の設置場所の基準の特例）</p> <p>第9条 条例第7条ただし書の規定により同条第2号の規定を適用しない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 墓地が山、崖等で遮蔽され、住宅等とは全く別の環境にあり、住宅等から墓地が見通せないことが明らかである場合</p> <p>(3) 墓地の敷地から100メートル以内の範囲に存する全ての住宅等の所有者から墓地の經營に対する同意が得られた場合</p> <p>2 審査基準</p> <p>(1) 条例第7条第2号に規定する「その他これらに類する施設」とは、事務所、集会場、公民館等日常的に人が出入りする建物をいい、事務室がなく専ら物資、資材等を保管するために使用されている倉庫等は除くものとし、同号に規定する「住宅等」は、建築中のものを除く。</p> <p>また「住宅等の敷地から100メートル以上離れていること」に係る距離の測定は、次によること。</p> <p>ア 住宅等の敷地と墓地の計画敷地と間の最短距離の測定は、縮尺2,500分の1の平面図で行うものとし、これによる判断が困難な場合は、さらに詳細な説明</p>		

図等で行うこと。

イ 墓地の計画敷地と住宅等の敷地に高低差がある場合の距離は、平面図での距離に代えて、土地家屋調査士又は測量士が作成した土地断面図での直線距離とすること。

(2) 条例第7条第5号に規定する「有効な進入路」とは、墓地の駐車場の出入口が幅員4.0メートル以上の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに規定する道路をいう。）に2.0メートル以上接していることとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(3) 規則第9条第2号の「墓地が山、崖等で遮蔽され、住宅等とは全く別の環境にあり、住宅等から墓地が見通せないことが明らかである場合」とは、土地家屋調査士又は測量士が作成した図面等で明らかである場合とする。

(4) 規則第9条第3号の規定による場合において、その同意書には当該同意に係る建物の全部事項証明書その他市長が必要と認める書類を添付することとする。

3 標準処理期間

墓地等の経営の許可に要する標準処理期間：20日間

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 保健所衛生課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市墓地等の経営の許可等に関する条例	第8条 墓地の構造設備の基準	平成21年11月9日
<p>1 根拠条項</p> <p>第8条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 墓地の境界から墳墓が見えないように、当該境界その他必要な場所に樹木等による障壁を設けること。</p> <p>2 審査基準</p> <p>(1) 条例第8条第4号に規定する「樹木等の障壁」は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 樹木以外の遮蔽物である場合の当該遮蔽物の高さは、1.5メートル以上であること。</p> <p>イ 樹木にあつては、工事完了検査時の樹高が90センチメートル以上の健全な常緑樹で、本数は1メートルにつき2本以上植栽していること。</p> <p>3 標準処理期間</p> <p>墓地等の経営の許可に要する標準処理期間：20日間</p>		

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 保健所衛生課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市墓地等の経営の許可等に関する条例	第9条 納骨堂の設置場所の基準	平成21年11月9日
<p>1 根拠条項</p> <p>第9条 納骨堂の設置場所は、当該設置場所が寺院若しくは教会又は墓地の敷地内であることを基準とする。ただし、地方公共団体が設置する場合は、この限りでない。</p> <p>2 審査基準</p> <p>(1) 条例第9条に規定する「寺院若しくは教会の敷地」とは、宗教上の儀式行事を行うために供される建物及び工作物が存し、現に儀式行事が行われている一画の土地をいう。</p> <p>3 標準処理期間</p> <p>墓地等の経営の許可に要する標準処理期間：20日間</p>		

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 保健所衛生課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市墓地等の経営の許可等に関する条例	第 10 条 納骨堂の構造設備の基準	平成 21 年 11 月 9 日
<p>1 根拠条項</p> <p>第 10 条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐火構造又は準耐火構造とし、納骨の設備には、不燃材料を用いること。</p> <p>2 審査基準</p> <p>(1) 条例第 10 条第 1 号に規定する「耐火構造」、「準耐火構造」及び「不燃材料」とは、それぞれ建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 7 号、第 7 号の 2 及び第 9 号に規定する耐火構造、準耐火構造及び不燃材料をいう。</p> <p>3 標準処理期間</p> <p>墓地等の経営の許可に要する標準処理期間：20 日間</p>		

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 保健所衛生課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市墓地等の経営の許可等に関する規則	第6条 墓地等の経営の許可の申請	平成21年11月9日
<p>1 根拠条項</p> <p>第6条 経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略させることができる。</p> <p>(1) 墓地等の位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）</p> <p>(2) 墓地等の経営主体、計画面積、区画数、総事業費、収支予算等を明記した墓地等の整備に係る概要書</p> <p>(3) 墓地等の経営管理を行う組織及び墓地等の管理体制を示す書類</p> <p>(4) 墓地等の利用者と交わす墓地等の使用料、管理料等を記した墓地等の使用契約書又はこれに類するものの案</p> <p>(5) 墓地等の管理規程</p> <p>(6) 墓地及び火葬場にあつては、その敷地に隣接する土地の登記事項証明書</p> <p>(7) 墓地にあつては、その敷地から100メートル以内、火葬場にあつてはその敷地から250メートル以内の区域の状況を明らかにした縮尺2,500分の1以上の図面であつて、住宅等からの距離を記入したもの（等高線が入ったものに限る。）</p> <p>(8) 墓地等の経営予定地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(9) 墓地等の経営予定地の実測平面図（縮尺500分の1以上のもの）</p> <p>(10) 墓地及び火葬場にあつては、その経営予定地の縮尺500分の1以上の造成計画平面図、造成計画断面図及び排水計画平面図</p> <p>(11) 墓地にあつては、構造図（縮尺100分の1以上のもの）</p> <p>(12) 墓地等の設計図</p> <p>(13) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の規則、定款、寄附行為又は規約の写し、登記事項証明書及び経営の許可の申請に関する意思決定を証する書類</p> <p>(14) 第9条第1項第3号及び第10条の規定により同意を得た場合は、当該同意を得たことを証する書類</p> <p>(15) 墓地等の管理者となる者の本籍、住所及び氏名が分かる住民票等</p> <p>(16) その他市長が必要と認めるもの</p> <p>2 審査基準</p> <p>(1) 規則第6条各号に規定する墓地等経営許可申請書に添付する書類及び図面は、次</p>		

に掲げるものでなければならない。

ア 規則第6条第1号の「墓地等の位置図」は、申請に係る墓地等の設置場所が明らかなるものであること。

イ 規則第6条第2号の「概要書」は、墓地等の経営の公益性が明らかであり、かつ、墓地等の経営が適正であることの確認ができるものであること。また、少なくとも5年間の収支予算がわかる書類により経営の安定性及び持続性が確保されていることが明らかにされているものであること。

ウ 規則第6条第4号の「使用契約書又はこれに類するものの案」は、使用料及び管理料等が明らかであり、かつ、経営の非営利性及び持続性が確保されていることの確認ができるものであること。

エ 規則第6条第5号の「管理規程」は、市民の宗教的感情に適合した墓地の維持管理の方法が明らかであり、かつ、適正であること。また、相続の手續及び無縁墳墓の措置が定められており、かつ、適正であること。墓地等の出入りに係る規定が明記されているものであること。

オ 規則第6条第6号の「登記事項証明書」は、申請前3ヵ月以内に発行されたものであること。

カ 規則第6条第8号の「登記事項証明書」及び「公図の写し」は、申請前3ヵ月以内に発行されたものであること。また、「登記事項証明書」は、敷地が申請者本人の所有（申請者（地縁による団体に限る。）に、所有権以外の適正な使用権原があると市長が認める場合を含む。）であり、かつ、当該敷地に地上権、抵当権等が設定されていないことの確認ができるものであること。「公図の写し」は、隣接する土地の所有者、許可申請面積等が明らかである字図及び求積図であること。

キ 規則第6条第10号に規定する図面は、条例第8条及び第12条に係る構造設備の基準を満たすことの確認ができるものであること。

(2) 規則第6条第16号の「その他市長が必要と認めるもの」は、次のとおりとする。

ア 印鑑登録証明書（申請前3ヵ月以内に発行されたもの）

イ 地縁による団体が申請する場合において、土地の所有が申請者のものでないときは、申請者に適切な使用権原があることを明らかにした書類

ウ その他市長が特に必要があると認める書類又は図面

3 標準処理期間

墓地等の経営の許可に要する標準処理期間：20日間